

(経緯)

- 平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者から、化学物質の使用により胆管がんを発症したとして労災請求
- 平成25年6月末日現在、印刷業における胆管がんの労災請求は74人（47人）。
- 6月13日までに21人について検討を終了し、20件を業務上、1件を業務外と結論付けた。残る請求事案53人（38人）についても順次検討。20件の内訳は、大阪の事業場が17件、宮城の事業場が2件、愛知の事業場が1件。 ※ （ ）は請求時の死亡者数

(これまでの取組)

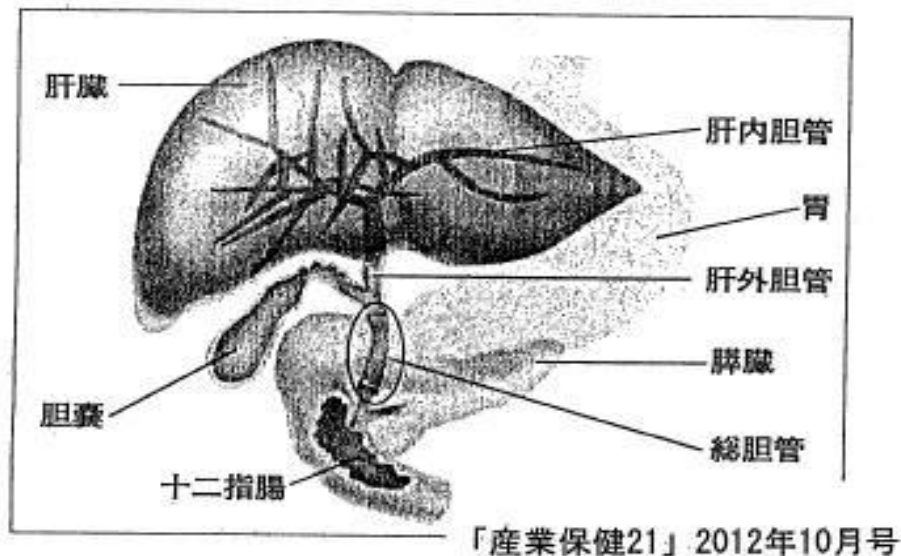
- 平成24年6月に洗浄作業を行っている全国の561印刷事業場に立入調査。また、7月から、全国の18,000印刷事業場に対し、洗浄剤の使用等に関する通信調査を行った上で、洗浄剤を使用する事業場に対する集団指導と欠席事業場に対する立入調査を実施
- 労災請求について、胆管がんと業務との因果関係などについて、医学専門家などで構成される検討会を平成24年9月から開催し、25年3月に報告書を取りまとめ。大阪の事業場について、胆管がんと業務との因果関係を認め、3月27日に最初の労災認定。
- 24年7月に有機塩素系洗浄剤を用いた洗浄作業に対する予防的なばく露防止措置につき通達。労災報告書を踏まえて3月に通達を見直し、1,2-ジクロロプロパンの使用抑制、洗浄・拭き取りの業務でのばく露防止措置を徹底した。

(今後の対応)

- 1,2-ジクロロプロパンについて、早急に法令改正を行い必要なばく露防止措置を徹底
- 疫学的調査で、胆管がんに関わる因子や早期発見法につき検討（平成24年8月開始）

H25. 6. 30

1 胆管がんとは、



胆管に発症するがんで、これまで、国際的にも化学物質による職業がんとは認識されていない。

一般的には高齢者に発症する疾病とされ、50歳未満での発症はまれ。

労災請求につき業務との因果関係を検討した報告書は、右の2物質による長期間にわたる高濃度のばく露により胆管がんを発症し得ると結論付けた。

2 大阪の印刷事業場の状況

- ① 校正印刷は、10枚程度を印刷するたびに印刷機に付いたインクを洗浄剤で洗浄するため、多量の有機塩素系洗浄剤を使用
- ② 作業場が地下1階にあり通気が不十分で換気設備にも問題があったことが判明

この事業場では、若年（20代～40代）で多数の発症があり通常の1200倍を超える罹患率であることが判明した。16例*の請求事案を検討した結果、以下の2物質のうち、1,2-ジクロロプロパンを長期間、高濃度でばく露したことが原因で胆管がんを発症した蓋然性が高いとされた。

*平成25年3月の検討時点のもの。

化学物質名	IARCの発がん分類
1,2-ジクロロプロパン	3（分類不能）
ジクロロメタン	2B（発がんの疑いあり）